

一般社団法人鹿児島県建築協会主催

令和5年度「建築物石綿含有建材調査者講習（一般）」のご案内

大気汚染防止法や石綿（アスベスト）関連規制が改正（令和3年4月1日施行）され、従来の吹付け石綿（レベル1建材）や石綿含有断熱材等（レベル2建材）に加えて、全ての石綿含有建材（レベル3建材）が特定建築材料に追加され、建築物等の解体・改修時には石綿含有建材の事前調査の実施、調査結果の保存が必要となりました。

更に、令和4年4月1日からは、一定の規模・金額の工事（解体は延べ床面積80㎡以上、改修は請負金額100万円以上）を対象に事前調査の結果報告が義務付けられ、また、令和5年10月1日からは、「石綿含有建材調査者」による事前調査の実施が義務付けられます。

建築協会では、一般建築物石綿含有建材調査者（以下「一般調査者」という。）を養成するための講習を、建設業労働災害防止協会鹿児島県支部のご協力を頂き、下記のとおり開催します。

記

1 講習実施機関

この講習は、厚生労働省鹿児島労働局の「建築物石綿含有建材調査者講習」登録教習機関である建設業労働災害防止協会鹿児島県支部が行います。

<登録内容>

鹿児島労働局長建築物石綿含有建材調査者講習登録機関	
事務所の名称	建設業労働災害防止協会 鹿児島県支部
事務所の所在地	〒890-8512 鹿児島市鴨池新町6-10 鹿児島県建設センター内
電話等	[電話] (099)257-9211 [FAX] (099)257-9214
登録番号	1
登録年月日	令和 3年11月 2日
登録の有効期間満了日	令和 8年11月 1日

2 受講資格

- ① 別表1の受講資格を確認してください。本講習は、「受講資格のいずれか一つに該当」すれば受講できます。
- ② 受講資格を確認できる書類の写しや実務経験等の証明等が必要です。
- ③ 申込の際、受講資格を確認できない場合は、受講申し込みをお断りしますので、予めご了承下さい。

3 講習科目、講習時間等（表2参照）

- ① 受付は、講習開始時刻の30分前から行います。
- ② 講習の開始時刻（オリエンテーションを除く）に遅刻された方の受講は認めません。早退された方も失格とします。遅刻・早退しないようお願いいたします。
- ③ 講習科目の順序は、講師の都合により変更する場合があります。

【一般調査者講習】

(表2)

第1日目 8:50~16:20 (途中休憩含む)	
オリエンテーション	10分
科目1 建築物石綿含有建材調査に関する基礎知識1	1時間
科目2 建築物石綿含有建材調査に関する基礎知識2	1時間
科目3 石綿含有建材の建築図面調査	4時間
1日目講義時間 計	6時間
第2日目 8:40~17:10 (途中休憩、修了考査時間含む)	
オリエンテーション	10分
科目4 現場調査の実際と留意点	4時間
科目5 建築物石綿含有建材調査報告書の作成	1時間
2日目講義時間 計	5時間
修了考査 (2日目の講義終了30分後から1.5時間)	1.5時間

4 講習年月日・種別・募集定員・会場・申込受付期間

(表3)

講習年月日	種別	募集定員	会場	申込受付期間
<第1回> 令和5年4月 24日(月)~25日(火)	一般	50人	県建設センター 6階大ホール	令和5年2月16日(木) ~ 2月22日(水)
<第2回> 令和5年6月 28日(水)~29日(木)	一般	50人	県建設センター 6階大ホール	令和5年4月21日(金) ~ 4月27日(木)

【注】**申込受付では建築協会員を優先しますので、会員外は募集定員に満たない場合のみの受付**となります。また、申込者が10名に満たない場合、あるいはその他やむをえない事由により、開催を取り止める場合があります、ご了承ください。

5 受講料及びテキスト代(消費税込み)

	一般調査者講習
受講料	34,100円(一部免除者31,900円)
テキスト代	4,664円

- * 「一部免除者」とは、「石綿作業主任者技能講習修了者」です。(後記7を確認してください。なお、「特定化学物質等作業主任者技能講習修了者」は一部免除者には該当しませんので、ご注意ください。)
- * 建災防会事業場の受講者については、テキスト代を建災防鹿児島県支部が負担しますので、受講料のみとなります。
- * 講習を受講されなかった場合、納入された受講料、テキスト代(会員外のみ)は、原則として返還できません。また、会員であっても、受講されなかった場合のテキスト代はお支払いいただきますので、ご承知置きください。

- 6 申込み方法（申請書に記載された個人情報、本講習の目的以外に使用することはありません。）
- ① 受講申込書（別紙2）に必要事項を記入し、受講資格を証する書類の写し及び実務経験証明等を十分確認のうえでこれらの関係書類を添付して、郵送等により前記表3の講習実施日ごとに同表に記載した申込受付期間中に必着するようにお願いします。

なお、本講習は、「受講資格のいずれか一つに該当」すれば受講できますので、受講記号の番号のいずれか一つだけに○印を付けて、それに必要な書類の添付や証明を行ってください。

- ② 申込者の本人確認及び記載事項等確認のため、自動車運転免許証の写し等を添付してください。
- ③ 募集定員の関係で、同一講習日の受講申込は1つの会社（事業場）からは2名まで（建築協会員は制限なし）とします。
- ④ 書類等が不備の場合は受け付けできません。
- ⑤ 受付は原則「郵送」ですが、「窓口持参も可」とします。持参する場合は、事前予約をお願いします。
- ⑥ 受付期間中の申込み者が定員を超えた場合は抽選とします。
- ⑦ 建築協会員で第1回の抽選に漏れた方は、第2回を受講（権利確定）して頂きますので、申込書等の書類はお預かりします。なお、建築協会主催以外の建災防講習を受講される方は、受講申込書等の書類をお返しします。また、会員外で抽選に漏れた方も同様にお返ししますので、他の会場を受講してください。
- ⑧ 申込受付後、建築協会から受講料、テキスト代の納入について連絡しますので、連絡後1週間以内に所定の口座に振り込んでください。
- ⑨ 受講料、テキスト代を受領しましたら、受講票及びテキストを受講日の概ね1月前くらいまでに送付いたします。

7 受講科目の一部免除

別表1の受講資格「(1) 労働安全衛生法別表第18第23号に掲げる石綿作業主任者技能講習修了者」については、前記表2の「科目1 建築物石綿含有建材調査に関する基礎知識1（1時間）」は、受講免除になり、修了考査もこの科目が免除となります。

なお、「特定化学物質等作業主任者技能講習修了者」は一部免除者には該当しませんので、ご注意ください。

8 申込み・問合わせ先

一般社団法人 鹿児島県建築協会

〒892-0853 鹿児島市城山町2番13号

TEL (099) 224-5220

9 修了証明証等の交付

- ① 所定の科目、時間を全て受講し、修了考査に合格した方には、後日、「修了証明証」（調査者の資格証）を交付します。
- ② 所定の科目、時間を全て受講し、修了考査不合格の方には、後日、「受講証明証」（調査者の資格証ではありません。）を交付します。

10 修了考査不合格者の再受験

- ① 修了考査不合格の方は、不合格年度の翌々年度末までの間において、鹿児島県建設センターで実施される講習の2日目の修了考査実施時間帯に再受験できます。
令和4年度の日程等は、（一社）鹿児島県建設業協会HP（建災防鹿児島県支部）でご確認ください。
- ② 再受験する場合は、別途「修了考査再受験申込書」（修了考査不合格の通知に同封します。）に、上記8の②の「受講証明証」及び「再受験料5,000円」を添えて、再受験をしようとする講習実施日のひと月前までに申し込んでください。

- ③ 再受験は、「鹿児島県建設センター」会場でのみ実施します。（「鹿児島県建設センター」以外の講習会場では原則として再受験は認めません。）

1.1 その他

- ① 会場は、コロナ感染症防止対策のため窓を常時開放しますので、季節の寒暖に応じた服装をお願いします。
- ② 講義中は、携帯・スマホの応答はできません。緊急時以外は席を外さないようにお願いします。

< 講習前に必ずテキストの予習を！ >

本講習の受講申し込み受付後、予め、講習に使用するテキストを配付しますので、講習前までに必ず予習をされておくことをお勧めします。

【参考】

本講習の「一般建築物石綿含有建材調査者」と「一戸建て等建築物石綿含有建材調査者」の違いは次のとおりです。

「一般」 ⇒ 一戸建て等を含むすべての建築物について、石綿含有建材の調査ができる。

「一戸建て等」 ⇒ 「一戸建て住宅」および「共同住宅（長屋を含む。）の住戸の専有部分」の石綿含有建材の調査ができる。共同住宅の住戸の内部以外の部分（ベランダ、廊下等の共用部分）や店舗併用住宅の石綿含有建材の調査はできない。

別表 1

【受講資格】等

【注】 添付書類欄の「実務経験証明A～E」は、受講申込書の裏面に証明欄があります。

受講記号	受講資格	添付書類等
(1)	労働安全衛生法別表第 18 第 23 号に掲げる石綿作業主任者技能講習修了者	修了証の写し
(2)	学校教育法による大学（短期大学を除く。）において、建築に関する正規の課程又はこれに相当する課程を修めて卒業した後、建築に関して2年以上の実務の経験を有する者	卒業証書写し 又は 卒業証明書 及び 実務経験証明 A *下記【注1】、【注2】及び【注3】を確認してください。
(3)	学校教育法による短期大学（修業年限が3年であるものに限り、同法による専門職大学の3年の前期課程を含む。）において、建築に関する正規の課程又はこれに相当する課程（夜間において授業を行うものを除く。）を修めて卒業した後（同法による専門職大学の前期課程にあつては、修了した後。（4）において同じ。）、建築に関して3年以上の実務の経験を有する者	
(4)	学校教育法による短期大学（同法による専門職大学の前期課程を含む。）又は高等専門学校において、建築に関する正規の課程又はこれに相当する課程を修めて卒業した後、建築に関して4年以上の実務の経験を有する者（（3）に該当する者を除く。）	
(5)	学校教育法による高等学校又は中等教育学校において、建築に関する正規の課程又はこれに相当する課程を修めて卒業した後、建築に関して7年以上の実務経験を有する者	
(6)	建築に関して11年以上の実務の経験を有する者	
(7)	労働安全衛生法等の一部を改正する法律（平成17年法律第108号）による改正前の労働安全衛生法別表第18第22号に掲げる特定化学物質等作業主任者技能講習を修了した者で、建築物石綿含有建材調査に関して5年以上の実務を有する者	左記に示す技能講習修了証写し及び実務経験証明 C
(8)	建築行政に関して2年以上の実務の経験を有する者	実務経験証明 D
(9)	環境行政（石綿の飛散の防止に関するものに限る。）に関して2年以上の実務経験を有する者	
(10)	労働安全衛生法第93条第1項の産業安全専門官若しくは労働衛生専門官又は同項の産業安全専門官若しくは労働衛生専門官であった者	実務経験証明 E
(11)	労働基準監督官として2年以上その職務に従事した経験を有する者	実務経験証明 D
(12)	第一種作業環境測定士又は第二種作業環境測定士であつて、建築物石綿含有建材調査に関して5年以上の実務経験を有する者	作業環境測定士登録証の写し及び実務経験証明 C

【注1】上表(2)から(6)までに規定する「建築に関して」の「実務の経験」には、建築物の解体工事又は改修工事の実務に関する経験が含まれること。

【注2】上表(2)から(5)までに規定する「建築に関する正規の課程又はこれに相当する課程」とは、「建築学科」等建築学に係る課程であることがその名称から明らかであるもののほか、建築士法（昭和25年法律第202号）第14条に規定する一級建築士試験の受験資格又は同法第15条に規定する二級建築士試験及び木造建築士試験の受験資格を得られる学校として公益財団法人建築技術教育普及センターが公表する学校・課程その他建築に関する課程及び独立行政法人大学改革支援・学位授与機構が発行する学位授与申請案内中、「建築学」で示す科目数を満たすことができる学校・課程が含まれること。
(令和3年10月8日付け基発1008第61号)

【注3】「卒業証書」又は「卒業証明書」において、「建築学に関する正規の課程又はこれに相当する課程」の明記がない等により、これらの課程を修めたことの判断が困難な場合は、「履修科目証明書」もしくは「成績証明書」等、そのことが判断できる書類を添付してください。